

# 令和8年度佐賀県立九州陶磁文化館清掃業務仕様書

## 1 目的

適正な清掃方法により常に衛生環境を維持し、館の品位維持に努めるよう清掃作業を行う。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 清掃要領

- (1) 作業時間中は、所定の標識をつけた作業服を着用すること。
- (2) 清掃等作業全般に要する機械器具及び消耗品等（薬剤、洗剤、手洗用液体石鹸等。ただし、トイレトーパー及び便座用クリーナーは除く。）は受託業者負担とする。
- (3) 機械器具及び消耗品等は、日本工業規格認定のものを使用すること。
- (4) 建物及び付帯設備等に破損、不良箇所又は落書等を発見した際には、直ちに責任者を通じ報告すること。

## 4 常駐清掃勤務体制

1週間のうち3日間（土曜日、日曜日、月曜日）は2名以上、4日間（火曜日、水曜日、木曜日、金曜日）は1名以上勤務することとする。なお、12月29日から1月3日までは休みとする。

## 5 常駐清掃勤務人数

以下のとおり

期間	勤務日数	勤務人数
R8.4.1~R9.3.31 (52週+1日=365日)	359日	1人(以上)×205日=205人 2人(以上)×154日=308人 0人×6日=0人(12/29~1/3)
合計		延べ人数 513人(以上)

## 6 常駐清掃勤務時間

8時から16時45分までとし、休憩時間は45分とする。

(ただし、館の都合により勤務時間を変更することがある。)

## 7 清掃員の義務

勤務に当たり知り得た事項は、絶対に漏洩してはならないこと。

## 8 賠償責任

清掃従事者が、作業中故意又は重大な過失により施設、器具、物品等に損害を与えた場合は、その損害について、現状に復帰するか又は賠償すること。

## 9 作業内容

### (1) 常駐清掃

- ①フロア除塵及び水拭き、空拭き
- ②玄関その他ガラス戸の空拭き、清拭き
- ③各室出入口、廊下等壁面の汚れ清拭き
- ④各階共通施設、展示室等のゴミ箱清掃
- ⑤各階共通の防塵、紙くず処理
- ⑥来館者便所、洗面所の石鹸等の補給（水石鹸入れ8か所、市販泡タイプボトル5か所）
- ⑦展示室内展示ケースの空拭き、清拭き
- ⑧屋外の環境整備
- ⑨館内ドア、手すりの消毒液による清掃

※清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験3年以上の者を1名含めること。

※清掃回数は、別紙のとおり

### (2) 定期清掃

- ①外側に面したガラス磨き（両面）：年1回（作業人員5名以上）
- ②プラスチックタイルワックス掛け：年2回（作業人員5名以上）

※①・②の作業時にはビル管理士又はビルクリーニング技能士を1名以上作業人員に含めること。

※別紙の一覧表を参照

### (3) 害虫駆除

建物全館防除業務（ネズミ・ゴキブリ・ダニ等生息調査、防除施工）：年2回（作業人員2名以上）  
・対象面積（別紙参照）

空間処理又は噴霧処理：2,212.19 m<sup>3</sup>

ベイト剤又は粘着トラップ：1,629.48 m<sup>2</sup>

※作業時には防除作業従事者研修終了者を1名以上作業人員に含めること。

### (4) 屋上ルーフトレン清掃

・箇所数 6箇所

掃き掃除による落ち葉やゴミ等の除去：年2回（作業人員2名以上）

※清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験3年以上の者を1名含めること。

## 10 提供施設

- (1) 清掃員控室 1室 13.43 m<sup>2</sup>
- (2) 倉庫 1室 16.44 m<sup>2</sup>

## 11 支払の方法

- (1) 日常清掃については、毎月の履行確認後に日常清掃料金を支払うものとする。
- (2) 定期清掃、害虫駆除については、その都度の履行確認後に定期清掃料金を支払うものとする。

## 12 その他

- (1) 年間清掃計画書を提出すること。
- (2) 毎日の業務終了後、出勤状況、清掃箇所等記載した清掃業務日報を提出すること。  
また、提出確認後は館側で保存することとする。
- (3) 毎月の業務終了後、常駐清掃業務実績報告書を提出すること。
- (4) 定期清掃、害虫駆除、屋上ルーフドレン終了後、業務報告書を提出すること。
- (5) 必要に応じて、受託業者責任者と当館責任者立会いのもと清掃状況確認の打合せを行うこととする。